

G20 南アフリカ 2025  
環境・気候持続可能性作業部会 (ECSWG)



## 議長サマリー

### 1. 前文

- 1.1 すべての参加国及び招待国は、南アフリカ議長国による「連帯、平等、持続可能性」というテーマと、相互に関連するこれらの環境課題と危機に、全体的、統合的かつ協力的なアプローチで対処するための環境・気候持続可能性作業部会 (ECSWG) の優先事項を歓迎した。いくつかの参加国は、ジェンダー平等の重要性と、その実施を支援するための環境及び気候行動における役割について意見交換を行った。いくつかの参加国は、持続可能な開発の促進と貧困の撲滅に向けた各国の努力の文脈における、各国間の様々な貢献と状況に留意しつつ、G20 が世界の国内総生産 (GDP) の 80%以上、世界人口の 80%以上、温室効果ガス排出、及び物質・エネルギー使用量の約 80%、廃棄物発生量の 75%を占めることへの認識を示したブラジル G20 ECSWG 閣僚宣言を想起した。
- 1.2 ECSWG 議長は、異なる国の実情、能力、開発レベルを考慮に入れ、国の政策と優先事項を尊重し、また経済、社会、及び環境の側面を認識しつつ、リオ条約、及び「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」とその目標 (SDGs) の実施にコミットメントしているといういくつかの参加国の見解に留意する。いくつかの参加国はまた、これらの措置が開発努力と貧困の撲滅を支援するバランスの取れた方法で実施されることを求める。
- 1.3 いくつかの参加国は、国の政策と優先事項、及び関連する多国間環境協定におけるそれぞれのコミットメントを尊重しつつ、2030 年までに SDGs の達成に向けた進捗を加速することについて見解を共有し、すべての資金源からの著しく追加的な資金を動員することの重要性を認識する。
- 1.4 議長は、いくつかの参加国が ECSWG の下での南アフリカのリーダーシップを称賛したこと、そしてその議長国期間中になされた実質的な進展に留意する。これには、議長の責任の下で作成された 20 の議長国技術文書の準備を含み、また、これらは参加国、招待国、及び国際機関の間で知識交換を促進する、価値ある科学的、技術的、及び政策的な情報を提供した。
- 1.5 2025 年 10 月に南アフリカのケープタウンで会合を開き、すべての参加国及び招待国は、同作業部会の審議を反映した ECSWG 議長総括の発出を歓迎した。

## 2. 生物多様性と保全

- 2.1 すべての参加国は、生物多様性（自然を活用した解決策や生態系を活用したアプローチを含む）が、生態系サービスの維持、食料安全保障の確保、気候変動の緩和と適応、清浄な空気と水の提供、及び持続可能な生計と災害リスク削減を支援するうえで果たす不可欠な役割について議論した。いくつかの参加国はまた、各国の状況、優先事項、及びニーズに沿って、セクター横断的かつ関連するプロセスにおける生物多様性の主流化の重要性を認めた。
- 2.2 いくつかの参加国は、自然資本評価の使用を含む生態系サービスが持つ可能性のある役割について見解を共有し、必要に応じてその開発と適用におけるアプローチ、方法論、及びベストプラクティスに関する経験を共有するために、すべての参加国間の協力強化を奨励する。
- 2.3 生物多様性条約（CBD）の締約国であるいくつかの参加国は、昆明・モントリオール生物多様性枠組（KMGBF）を含む、条約の迅速、完全かつ効果的な実施へのコミットメントを再確認し、生態系サービスへの支払い及び自然クレジットを含む革新的な資金調達手段の開発を含め、KMGBF の効果的かつ衡平な実施を支援するために、すべての資金源からの生物多様性資金を拡大することを要求する。
- 2.4 ECSWG 議長は、COP16 の成果をすべての参加国が歓迎したことに言及した。これらの成果には、生物多様性資金、遺伝資源に関するデジタル配列情報（DSI）の使用から生じる利益の公正かつ衡平な配分のための多数国間メカニズム、計画、モニタリング、報告及びレビューのメカニズム、生態学的又は生物学的に重要な海域、並びに保全、生物多様性の持続可能な利用及び利益配分の目標における先住民及び地域社会の役割を認識した上で、生物多様性条約第8条(j)並びに先住民及び地域社会の関連規定に関する補助機関の設立を含む。いくつかの参加国は、持続可能な生物多様性の保全を支援するために、民間資金の動員を含め、DSI の使用に係る利益配分のためのカリ基金を設立した決定について見解を共有した。
- 2.5 いくつかの参加国は、CBD COP17 における集団的な実施進捗の包括的なグローバルレビューを促進するために、更新された生物多様性国家戦略及び行動計画（NBSAPs）の提出と、必要に応じて第7回国別報告書の期限内の提出に向けた努力強化の必要性について議論した。

## 侵略的外来種

- 2.6 いくつかの参加国は、侵略的外来種が生物多様性、健康、インフラ、国の経済、及び生計、特に先住民及び地域社会の生計にもたらす脅威について見解を共有し、KMGBF の目標に沿った侵略的外来種の管理と防除の必要性を認識する。

## **森林減少と森林劣化**

- 2.7 いくつかの参加国は、森林が環境と人々のために世界的及び地域的なレベルで極めて重要な生態系サービスを提供し、世界の気候変動の緩和と適応、及び生物多様性の保全のために重要な役割を果たすことを認識することの重要性について熟慮した。この点に関して、いくつかの参加国は、2030年までに森林減少と森林劣化を食い止め、反転させるための努力を強化する必要性について意見交換を行い、自主的な「国連森林戦略計画 2017-2030 (UNSPF)」の実施と、その「世界森林目標及びターゲット」の達成を加速することの重要性を強調した。加えて彼らは国連気候変動枠組条約 COP30 でトロピカル・フォレスト・フォーエバー・ファシリティ (TFFF) を立ち上げる計画、及び森林保全のための革新的なツールを含む森林保全のための資源動員の強化の重要性を認めた。すべての参加国は、森林の保護、保全、再生及び持続可能な管理、並びに森林減少への対処について見解を共有した。

## **生物多様性経済**

- 2.8 ECSWG 議長は、生物多様性の保全及び持続可能な利用を促進する手段として、ブラジルで採択された G20 バイオエコノミーに関するハイレベル原則と整合し、かつそれに主要な貢献をする生物多様性経済に関する南アフリカの努力への謝意を示した。このアプローチは、生物多様性に依存するコミュニティが直面する社会的及び経済的課題に対処するための不可欠なツールを提供するものであるため、特に開発途上国にとって特定の重要性を有す。新規の、又は既存の革新的な生物多様性を活用した活動、製品及びサービスの開発は、関連する国の戦略を通じて、雇用を促進し、収入機会を創出し、持続可能な生計を向上させるための基本的な貢献である。この文脈において、生物多様性経済が重要な役割を果たす、持続可能なバイオエコノミー及び関連する多国間フォーラムでの作業を継続することの重要性について見解が共有された。

## **3. 土地劣化、砂漠化、干ばつ、及び水の持続可能性**

- 3.1 ECSWG 議長は、砂漠化、土地劣化、及び干ばつ (DLDD) が、生態系の健康に影響を与え、数百万人の人々の生計を脅かし、貧困を悪化させ、脆弱な状況にある下で避難民を発生させる人々の移動の一因となっていること、及び持続不可能な水管理と淡水生態系の劣化がこれらの悪影響を増大させていることを認識する必要性について、いくつかの参加国が意見交換を行ったことに留意した。
- 3.2 ECSWG 議長は、毎年 1 億ヘクタール以上の耕作適地が劣化し、食料安全保障、生計、及び生態系を脅かしているといういくつかの参加国の懸念について、留意する。いくつかの参加国は、持続可能な土地管理と統合的な水管理について、持続可能な開発、貧困削減戦略、及び強靭な農業と食料システムを組み合わせた統合的なアプローチの重要性について意見交換を行った。いくつかの参加国

は、干ばつに対する強靭性を構築し、科学的研究の蓄積、優良事例と知識の共有、国及び地域レベルで干ばつに対する強靭性を高める革新的なアクションの考案、干ばつリスク管理の統合、堅固な早期警報システム、及び持続可能な土地・水資源管理手法を通じて、様々な種類の干ばつの根本原因に対処することを目的とする行動を強化する必要性について見解を共有した。

## 土地劣化と砂漠化

- 3.3 いくつかの参加国は、国連砂漠化対処条約（UNCCD）の下での2018年～2030年の戦略的枠組の枠内で、自発的な土地劣化の中立性（LDN）目標の自主的な導入と実施を含め、努力を拡大すること、UNCCD第20条に従ってLDN目標を実施するための資源動員に向けた投資計画策定における優良事例と経験の共有、及びすべての資金源からの追加資金を動員する努力が必要であることについて見解を共有した。
- 3.4 いくつかの参加国は、土地劣化を防止し、進行を止め、回復させ、2040年までに劣化地を50%削減することを目指すG20世界土地イニシアティブ（GLI）について意見交換を行った。いくつかの参加国は、GLIの目標に関する展開を共有し、すべての参加国による持続的な政治的リーダーシップ、協調的努力、積極的な関与を必要とすることについて議論した。いくつかの参加国はまた、数多くの成功したGLI活動の成果について見解を共有し、民間セクターの資金調達、投資、及び生態系回復への積極的な参加に向けたビジネス事例を強化することを含め、それぞれの状況に従って、共有した野心的な目標を具体的な国別及び国際的な行動に移すことを目指し、G20世界土地イニシアティブの実施戦略と作業計画に沿った知識と経験の交換を働きかけた。
- 3.5 ECSWG議長は、サヘル地域及びアフリカの角における「グレート・グリーン・ウォール（GGW）イニシアティブ」、南部アフリカ開発共同体（SADC）加盟16か国によって承認された南部アフリカGGWイニシアティブとその計画投資努力、並びにすべてのG20参加国が実施するその他の地域的な再生イニシアティブなど、大規模な再生努力に関するいくつかの参加国の見解を認める。
- 3.6 ECSWG議長は、2024年12月にサウジアラビアで開催されたUNCCD第16回締約国会議（COP16）の成果に関するいくつかの参加国の見解に留意した。この成果は、農地及び放牧地において、土地・土壤の劣化の回避・削減・回復並びに劣化地の再生と持続可能な土地管理手法の推進を目指すものである。これらの努力は、土壤の健全性向上、農業生産性の向上、食料と水の安全保障の改善、干ばつへの強靭性向上、生物多様性の向上、及び生態系サービスの強化に不可欠である。

## 干ばつ

- 3.7 いくつかの参加国は、干ばつの頻度・深刻度・激しさが増していることが、生態系の機能不全や崩壊、生物多様性の喪失を引き起こし、農業システム、食料と水の安全保障、所得及び生計を脅かし、コミュニティや社会の不安定化を招き、避難民発生の一因となっていることに対する懸念について意見交換を行った。いくつかの参加国は、UNCCD COP16 にて得られた進展を基に、環境政策とアクションの相乗効果を促進する対応策の採択可能性について見解を共有し、それによって土地劣化対策の取組が気候行動と生物多様性保全にも効果的に寄与することになるとした。
- 3.8 いくつかの参加国は、UNCCD COP16 の成果を適宜実施するための取組、及び干ばつへの強靭性を向上する包括的枠組み及び／又は成果を検討することを目的として、COP17において干ばつ対策の取組を主に事後対応型から事前対応型へ転換するプロセスを開始することについて見解を共有した。
- 3.9 いくつかの参加国は、積極的な干ばつ管理の強化、土地回復への投資促進、並びに国家及び地域レベルでの干ばつへの強靭性向上パートナーシップでの知識共有と革新イノベーション推進を目的とした、自発的な協働プラットフォームとして、UNCCD COP16 で発足した「リヤド干ばつ強靭性パートナーシップ」への参加招待について意見交換を行った。

## 水の持続可能性

- 3.10 いくつかの参加国は、水質に関する指針を提供し、より効率的で公平かつ衡平な水資源の利用と保護を世界規模で実施するため、水資源に関する協力強化が必要であるとの認識を共有した。いくつかの参加国は、水行動アジェンダを含む 2023 年国連水会議の成果について意見交換を行い、持続可能な開発目標 6 の実施を促進するための 2026 年国連水会議及び「持続可能な開発のための水」国際行動の 10 年（2018-2028 年）の目標実施に関する最終包括的レビューのための 2028 年国連会議の準備について称賛した。いくつかの参加国は、建設的な成果に向けて取り組む必要性及び水に関する政府間の取り決めが果たしうる役割についても見解を共有した。
- 3.11 いくつかの参加国は、水のレジリエンスが環境課題への対処の重要な構成要素であるという認識と、統合的水資源管理と強靭な水管理に関する実施におけるあらゆるレベルでの協力を強化すること（国境を越えた水協力、科学的協力、水関連生態系の持続可能な利用を含む保全と回復、及び効果的かつ包摂的なガバナンスと資金調達を含み、2024 年の第 6 回国連環境総会における水政策の強化のための効果的かつ包摂的な解決策に関する決議と 2023 年国連水会議に整合）について見解を共有し、サウジアラビアのリヤドで 2024 年 12 月に開催されたワン・ウォーター・サミットの成果に留意した。

3.12 ECSWG 議長は、2025 年 10 月 2 日に第 6 回 G20 水対話が南アフリカ議長国の中でも開催され、統合的水資源管理、戦略的水資源計画と調整、及びハートビースポートダムといった修復イニシアティブに関する経験と優良事例を共有するためには、すべての参加国、招待国、国際機関が一堂に会したことに対し、いくつかの参加国が南アフリカ議長国に感謝を表明したことに留意した。いくつかの参加国は、議長国による成果文書の発行意向、及び将来の G20 議長国の中での対話を通じた継続的な知識共有について見解を共有した。

#### 4. 化学物質、循環経済及び廃棄物管理

- 4.1 いくつかの参加国は、廃棄物の発生と有害な化学物質の使用、及び汚染が、人間の健康と環境にもたらす増大する脅威に対する懸念について意見交換を行い、非毒性、より安全でより持続可能な化学物質の生産への移行の必要性について意見交換を行った。いくつかの参加国はまた、化学物質がイノベーションを推進し、経済成長を支援する役割を認識した。さらに、いくつかの参加国は、有害な化学物質が、違法な越境移動などを通じて、開発途上国に不均衡な影響を与えること、及び化学物質の環境上適正な管理のためのすべての多国間パートナーシップを強化する必要性を認識することについて意見交換を行った。
- 4.2 いくつかの参加国は、循環経済アプローチによって提供される機会を考慮に入れ、汚染を防止、削減、対処するために、化学物質と廃棄物の適正な管理に関して見解を共有した。
- 4.3 いくつかの参加国は、人間、動物、植物の健康、及び生態系を含むより広範な環境の健康が、密接に結びついて相互依存していることを認識する、ワン・ヘルス・アプローチを含む、多重アプローチの多国間協力と効果的な活用の重要性について見解を共有した。

#### 持続可能な化学物質管理

- 4.4 いくつかの参加国は、バーゼル、ロッテルダム、ストックホルムの各条約、オゾン層を破壊する物質に関するモントリオール議定書、及び水俣条約を含む、化学物質と廃棄物に関する多国間環境協定 (MEAs) の実施に関する見解を表明し、いくつかの参加国はまた、適切な場合には、化学物質に関するグローバル枠組み— 化学物質や廃棄物の有害な影響から解放された世界へ (GFC) について見解を共有した。
- 4.5 いくつかの参加国は、国連の化学品の分類および表示に関する世界調和システム (GHS) について見解を共有した。ECSWG 議長は、化学物質の責任ある貿易を促進するために、それぞれの国の状況と優先事項に沿って、ほとんどの開発途

上国が自国での GHS 実施を加速するための支援を必要としていることを認める見解に留意する。

- 4.6 いくつかの参加国は、化学物質、廃棄物及び汚染に関する政府間科学・政策パネル (ISP-CWP) の運用開始及び循環経済について見解を共有した。

## 循環経済

- 4.7 ECSWG 議長は、いくつかの参加国が、循環経済アプローチを含む持続可能な消費と生産のアプローチが、とりわけ製品と材料の循環性の向上を通じ、廃棄物を出さない設計及び自然の再生によって廃棄物を排除し、材料とエネルギーの循環的な流れを通じて可能な限り長く資源を使用することにより、資源消費と汚染から経済成長を切り離す（デカップリング）機会を提供し、その最高の価値を維持するとの意見を表明したことに留意した。
- 4.8 ECSWG 議長は、いくつかの参加国が、適切な場合には、拡大生産者責任 (EPR)、政策と立法手段を含む、国、地域、及び準地域レベルでの循環経済措置の開発に関する協力について意見交換したことに留意した。
- 4.9 ECSWG 議長は、いくつかの参加国が、包装、ファッショントと繊維、電子機器と二次電池、食品、及び建築環境などの、優先的な廃棄物の流れとセクターに対する循環経済と政策措置、及び材料と製品をデジタルで追跡する能力を強化する必要性について意見を表明したことに留意した。
- 4.10 いくつかの参加国は、製品のライフサイクル全体を通じた措置に対する理解を深め、バリューチェーン全体を通じた透明性及び情報開示を促進し、消費者の意識を高め、及び汚染に取り組む行動を支援するため、協力の強化、知見の共有、及び技術支援を行うことについて意見を共有した。
- 4.11 ECSWG 議長は、いくつかの参加国が、2025 年 G20 資源効率性対話が成功裏に開催されたことを感謝し EPR に関する各国の立法が資源効率性と循環経済アプローチを推進する上で果たす役割を強調し、また循環経済の目標を達成するための継続的な知見と優良事例の情報共有を奨励したことに留意する。

## 廃棄物管理

- 4.12 ECSWG 議長は、毎年 20 億トンを超える廃棄物の発生に係る汚染を削減するための喫緊の必要性を認識した。
- 4.13 いくつかの参加国は、リデュース、リユース、リサイクル（3 R）の取組を強化し、製品寿命を延ばすためのリペアを促進することについての考えを共有した。この認識が消費者に最高の価値をもたらし、材料と製品の全体的な持続可能性を支援する可能性を認識した。

- 4.14 ECSWG 議長は、開発途上国における国内政策の設計を通じたウェイスト・ピッカーの統合支援及び革新的な廃棄物収集システムの開発の機会を通じて、インフォーマルセクターの統合を支援する重要性を認識し、いくつかの参加国はそれらについて意見交換した。
- 4.15 いくつかの参加国は、すべての廃棄物や又は資材の削減に向けた取組は、予防、リユース、又はリサイクルによって可能との意見を共有した。材料が適切な場合の一つの解決策は、廃棄物発電であり、これはいくつかの共同利益をもたらし、埋め立てを削減する。このプロセスには課題があることに留意しつつ、大気汚染などの環境影響を最小限に抑えるためには、最良技術の適用及び政策、規制、実践、及び技術に関する知識、経験、専門性の共有が不可欠である。

## 5. 気候変動

- 5.1 ECSWG 議長は、気候変動の影響が増加し続けており、環境、インフラ、経済、及び社会的な課題をもたらしていることに留意する。
- 5.2 ECSWG 議長は、国連気候変動枠組条約（UNFCCC）の目的を追求するに当たり、衡平並びに各国の異なる事情に照らした共通に有しているが差異のある責任及び各国の能力に関する原則を反映した形で、利用可能な最良の科学を踏まえ、パリ協定のすべての分野に関する野心的な行動の重要性を強調しつつ、パリ協定とその気温目標の完全かつ効果的な実施を強化することによって気候変動に取り組むための、G20 の主導的役割及び確固たるコミットメントを想起した。パリ協定の採択から 10 周年にあたり、いくつかの参加国は、普遍的な気候行動を促進したパリ協定の歴史的な貢献を認識する見解を共有した。いくつかの参加国は、第 30 回締約国会議の次期議長国への支持を誓い、ベレンでの交渉の成功にコミットする。
- 5.3 いくつかの参加国は、開発途上国での気候変動対策の実施を可能にするために、緩和と適応のための資金源のバランスの取れた方法での拡大の重要性に関する見解を共有し、持続可能な開発と貧困撲滅の努力の文脈において、国が決定する方法で、資金の流れを温室効果ガス低排出と気候変動に対して強靭な開発への道筋と整合的なものとする重要性を認識した。
- 5.4 いくつかの参加国は、COP29 でのパリ協定第 6 回締約国会合（CMA6）において採択された新規合同数値目標（NCQG）の適時な実施に関する見解を共有した。
- 5.5 ECSWG 議長は、アメリカ合衆国がパリ協定からの脱退を決定したことに留意する。

## 適応と気候変動に対して強靭な開発

- 5.6 いくつかの参加国は、影響、脆弱性、リスク評価、計画、実施、モニタリング、評価、及び学習の適応サイクルの4段階に基づく反復プロセスを使用することを含めた、世界の気候へのレジリエンスのための UAE フレームワークとその目標を実施するために、関連する公共政策において、適応を主流化することの重要性について見解を共有し、ECSWG 議長は、その重要性を認識した。
- 5.7 いくつかの参加国は、早期警戒システムの開発と実施を促進し支援すること、極端な気象現象を含む気候変動の影響に関して行動すること、及び災害リスク削減策を支援することの重要性について見解を共有し、ECSWG 議長は、その重要性について留意した。ECSWG 議長は、早期警戒システムの普遍的な普及を通じてすべての国を保護するという喫緊の必要性をいくつかの参加国が見解として再確認したことに留意し、2027年までに「全ての人々に早期警戒をイニシアティブ」の実施を求める。
- 5.8 いくつかの参加国は、すべての国が適応策（実行可能なプロジェクト案件の形成を含む、適切な場合には国別適応計画（NAPs）、政策、又は戦略を含む）を策定・実施することについて見解を共有し、ECSWG 議長は、これを推奨した。ECSWG 議長は、開発途上国の適応行動の策定と実施を支援するための協力的な努力を求める。ECSWG 議長はさらに、パリ協定の目標に貢献する、強固な NAPs、適応政策、又は戦略を、適切な場合には定期的に更新して、提出することにより、適応努力を強化することを求める。
- 5.9 いくつかの参加国は、財政的及び技術的な制約による適応データの収集、分析、及び報告における課題に対処し、国の適応政策の準備と実施を支援するために、データ収集とモニタリング及び評価ツールの能力構築の重要性について見解を共有し、ECSWG 議長は、その重要性を強調した。
- 5.10 いくつかの参加国は、世界平均気温の変化を含む気候変動の影響に関する共通理解を深めるため、科学、技術、及びイノベーションを活用し、生命を保護し、生計を確保するための証拠に基づいた適応措置を推進する上で、国や分野を超えた協力の重要性について見解を共有し、ECSWG 議長は、その重要性を認めた。

## 損失及び損害（ロス&ダメージ）

- 5.11 いくつかの参加国は、損失及び損害への対応が必要不可欠であることについて見解を共有し、ECSWG 議長は、損失及び損害に対応することが必要であると認めた。ECSWG 議長はまた、特に開発途上国において、効果的な適応と強靭性を達成するための戦略の実施を支援するために、技術的なパートナーシップを含む、資源と協力の強化の必要性を求めた。

- 5.12 いくつかの参加国は、サンティアゴ・ネットワークを通じて、経験とベストプラクティスを共有すること等による技術支援、能力構築を含め、開発途上国における気候変動の影響に伴う損失及び損害を回避し、最小化し、それに対処するための協力を強化する必要性について見解を共有し、ECSWG 議長は、その必要性を認識した。
- 5.13 いくつかの参加国は、気候変動の悪影響に特に脆弱な開発途上国が、異常気象や緩やかに進行する事象を含む気候変動の悪影響に伴う経済的及び非経済的な損失及び損害に対応するための取組を、ロス&ダメージに対応するための基金が緊急に支援することについて見解を共有し、ECSWG 議長は、そうした支援を当該基金に求めた。
- 5.14 いくつかの参加国は、影響を評価するための方法論の開発と共有を含む、損失及び損害のモニタリングに関する経験とベストプラクティスを共有することの重要性について見解を共有した。

### 緩和策 - 実施強化に向けた気候と開発のアプローチの統合

- 5.15 いくつかの参加国は、パリ協定の世界全体の目標を達成するために、気候変動対策の野心向上と実施の強化が必要であるという見解を共有した。いくつかの参加国は、第1回グローバル・ストックテイクの結果を踏まえ、パリ協定との関連決定に沿って、COP30までに、又はできるだけ早期に、可能な限り高い野心を反映したそれぞれの国が決定する貢献（NDC）を提出することに関する見解を共有し、提出済みの国々への支持を表明した。いくつかの参加国は、開発途上国締約国への実施手段が適時かつ適切な方法で提供されることの重要性について議論した。
- 5.16 いくつかの参加国は、パリ協定の気温目標である 2°Cを十分に下回ること、気温上昇を 1.5°Cに制限するための努力を追求すること、及び 1.5°Cの経路に沿った温室効果ガス排出の深く、迅速かつ持続的な削減の必要性について見解を共有し、ECSWG 議長はこれを想起した。いくつかの参加国は、持続可能な開発、貧困撲滅の需要、衡平性、及び異なる国の状況に沿って、今世紀半ばまでに、又は今世紀半ば頃までに、地球規模の温室効果ガスの排出ネット・ゼロ又はカーボンニュートラルを達成するための努力に関する見解を共有した。
- 5.17 いくつかの参加国は、持続可能な開発と気候変動対策の間の強い相互関連性に関し、低炭素開発の道筋への移行が、短中期的な社会経済的な課題をもたらす可能性があるとともに、とりわけ経済成長、産業開発、エネルギーアクセス、雇用創出、貧困削減、公衆衛生を含む、国際的及び国内的な開発目標を推進するための機会となり得ることについて見解を共有した。

- 5.18 いくつかの参加国は、気候と持続可能な開発のアプローチを統合し、分野を超えた政策の一貫性を促進し、持続可能な開発との共通便益を伴う気候行動を関連する公共政策の層全体に主流化することについて見解を共有した。
- 5.19 いくつかの参加国は、低炭素開発の道筋への移行の達成に向けた、統合された気候・開発アプローチの一貫性のある、かつ整合的な適用を確保するために、強化された国際協力と、支援的かつ開かれた国際経済システムに関する見解を共有した。

### 持続可能で、包摂的かつ公正な移行の実現

- 5.20 いくつかの参加国は、緩和と適応の行動を開発戦略と経済的機会と結びつける革新的なパートナーシップアプローチを促進し発展させることの重要性に関する見解を共有した。いくつかの参加国は、緩和と適応の両方の努力を支援する公正な移行プログラムのための財源の拡大と拡張の重要性に関する見解を共有した。
- 5.21 いくつかの参加国は、公正な移行の道筋が、貧困の撲滅、人権、労働者の権利、及びジェンダー平等、並びに先住民、地域社会の権利の促進を支援し、有意義な社会的及び経済的機会を育むことによって、経済全体と社会全体の取組を包含することにより、誰一人取り残さない、パリ協定の目標を達成するための気候行動の重要な推進要因であることに関する見解を共有した。

## 6. 海洋と沿岸

- 6.1 いくつかの参加国は、国際海底機構（ISA）の取組と深海生態系に関する科学と知識の増強の必要性に関する見解を共有した。また、いくつかの参加国は、国連海洋法条約の役割及びISA理事会決定ISBA/28/C/24についても見解を共有した。
- 6.2 いくつかの参加国は、海事輸送の排出量削減と持続可能な海運慣行の促進の重要性に関する見解を共有した。

### 海洋計画と海洋ガバナンス

- 6.3 いくつかの参加国は、海洋ガバナンスを強化するための統合的アプローチとしての海洋空間計画（MSP）を含む、海洋計画への空間的及び非空間的なアプローチの価値に関する見解を共有した。MSPは、意思決定を強化し、複数の海洋利用の共存を可能にし、計画策定を国家開発目標と生態学的優先事項と整合させることによって、環境保護を支援する。
- 6.4 いくつかの参加国は、政策の一貫性を促進し、長期的な環境、社会、経済的利益を最大化するため、適切な場合にはMSPを国家開発、気候及び生物多様性戦略の中に組み込むこと、並びに関連する多国間取り決めの実施を支援すること

に関する見解を共有した。いくつかの参加国は、海洋法に関する国際連合条約に基づくいずれの国の管轄にも属さない区域における海洋の生物の多様性の保全及び持続可能な利用に関する協定（BBNJ 協定）の、2026年1月の発効に必要な数の批准書の受領に留意し、協定の参加国は、国家政策に沿って、適切な場合には協定を実施するという見解を共有した。

### ブルーエコノミー

- 6.5 いくつかの参加国は、2023年にインドG20議長国の中での採択された任意の持続可能でレジリエントなブルー/海洋を基盤とした経済のためのハイレベル原則に関する見解、及び統合的な生態系に基づく海洋管理、沿岸・海洋・水生生態系の保全と回復の強化、持続可能で包摂的なブルーエコノミーの推進を通じた、その実施に関する見解を共有した。

### 海洋プラスチック汚染への対処

- 6.6 議長は、2025年8月にジュネーブで開催された海洋環境などを含むプラスチック汚染に関する法的拘束力のある国際文書の策定に向けた政府間交渉委員会において、実質合意には至らなかったことに留意した。いくつかの参加国は、UNEA 決議 5/14 のマンデートに沿った包括的なアプローチに基いた文書の合意に向け、今後の交渉において、協力とコンセンサス構築の精神で積極的かつ建設的に関与する決意を新たにするという見解を共有した。
- 6.7 いくつかの参加国は、放棄・紛失・投棄された漁具（ALDFG）からのプラスチックの紛失と漏出及びプラスチックペレットの損失の理解を深めること、ALDFG の予防と対処のためのベストプラクティスを共有すること、及びこの点に関する関連イニシアティブを支援するための IMO 及び FAO による努力に関する見解を共有した。
- 6.8 いくつかの参加国は、クリーンで安全な海洋の促進、海洋科学と技術への投資、及び責任ある海洋ベースの産業の支援を含む、海洋管理への実践的なアプローチの重要性に関する見解を共有した。